

議案第 1 1 号

羽曳野市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

羽曳野市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例を別紙
のように制定する。

平成 26 年 2 月 25 日 提出

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

提 案 理 由

地方公務員法の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 79 号）の施行に伴い、人事行政の運営等の状況の公表に係る報告及び公表の事項に「休業」を加える必要が生じたため、この条例を制定しようとするものであります。

羽曳野市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を
改正する条例

平成 年 月 日

羽曳野市条例第 号

羽曳野市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成 17 年羽曳野市条例第 21 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条中第 8 号を第 9 号とし、第 4 号から第 7 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 3 号の次に次の 1 号を加える。

(4) 職員の休業の状況

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第 3 条の規定は、平成 26 年度に行う報告及び公表から適用する。

羽曳野市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例 新旧対照表

新	旧
<p>(報告事項)</p> <p>第 3 条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(地方公務員法第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。))を除く。以下同じ。))に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p><u>(4) 職員の休業の状況</u></p> <p><u>(5) 省略</u></p> <p><u>(6) 省略</u></p> <p><u>(7) 省略</u></p> <p><u>(8) 省略</u></p> <p><u>(9) 省略</u></p> <p>以下省略</p>	<p>(報告事項)</p> <p>第 3 条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(地方公務員法第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。))を除く。以下同じ。))に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p><u>(4) 省略</u></p> <p><u>(5) 省略</u></p> <p><u>(6) 省略</u></p> <p><u>(7) 省略</u></p> <p><u>(8) 省略</u></p> <p>以下省略</p>